

# 公益財団法人日本セーリング連盟

## 加盟団体規程

### 第1章 総則

#### 第1条 (適用範囲)

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の加盟団体、特別加盟団体に関する事項については、連盟定款によるほか、本規程によることとする。

### 第2章 組織

#### 第2条 (団体の連盟への加盟)

定款第39条に定めるところにより連盟に加盟する団体は、本規程第3章に定める必要な事項を満たすことによって加盟団体となることができる。また本規程第4章に定める必要な事項を満たすことによって特別加盟団体となることができる。連盟は、加盟団体及び特別加盟団体から加盟団体負担金を徴収することができる。

### 第3章 加盟団体

#### 第3条 (加盟団体)

加盟団体が連盟に加盟するための条件は、次の通りとする。

- (1) 都道府県連盟は、それぞれの都道府県において単一であることとする。
- (2) 定款に定める外洋帆走艇を統括する団体とは、外洋帆走活動を統括する水域の団体とする。
- (3) 加盟団体に所属する者は、全員連盟の会員として登録をしなければならない。
- (4) 加盟団体の所属会員数は、原則として20名以上であることとする。

#### 第4条 (加盟団体による役員及び評議員の推薦)

加盟団体による役員及び評議員の推薦に関する事項は、別に定める。

#### 第5条 (加盟団体の義務)

加盟団体は、次の各号を実施するものとする。

- (1) 加盟団体は、毎年5月末までに前年度の事業および決算ならびに当該年度の役員の構成、連盟に報告する。
- (2) 加盟団体は、毎年3月末日現在における所属会員名簿を、翌年4月末日までに連盟に報告する。
- (3) 加盟団体に所属する連盟会員の会費の徴収業務は、連盟から加盟団体への委任事項とし、連盟へ遅滞無く収めることとする。
- (4) 加盟団体は、毎年4月末までに別表1に定める負担金を連盟に納めなければならない。
- (5) 加盟団体のうち法人格を有する団体は、正規の会計監査を受けたあと連盟に報告するものとする。
- (6) 加盟団体は、以下に定める事故が発生した場合には、速やかに連盟へ報告しなければならない。また、事故につながる可能性のあるヒヤリハット事象が発生した場合には、連盟と共有することに努めなければならない。
  - ① 加盟団体が主催する大会期間中に発生した事故のうち、連盟会員以外を含む乗員もしくは大会運営要員が以下の事態となった事故
    - 1) 死亡、行方不明、後遺障害、救急車で搬送された場合、入院した場合、手術した場合、骨折、脱臼した場合（腱・靭帯損傷を含む）、脳振盪、医療機関で対応が必要な場合（熱中症、低体温症を含む）

- 2) 外洋艇においては医療機関での処置を行わなかった落水事故（自艇救助も含める）
- ② 加盟団体に所属する艇に乗艇中の上記大会期間中以外に発生した事故のうち、上記①に定める事態となった事故
- ③ 外洋艇で、外部援助による救助がなされた場合と通常の帆走航行ができなくなった場合
- ④ 関連艇（大会運営艇、救助艇、コーチ艇など）が外部援助による救助がなされた場合上記事故のうち、連盟が必要と認める場合には、加盟団体は20日以内に詳細な内容を連盟へ報告しなければならない。
- 上記報告手続き並びに様式は、関係委員会において別に定める。

#### 第6条（加盟団体の脱退）

加盟団体が連盟を脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を連盟へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 加盟団体が第3条の条件を失い、もしくは第5条の義務を怠り又は加盟団体として不適当と認められた場合には、理事会は4分の3以上の決議と評議員会の同意を得て、加盟団体の資格を取り消すことができる。但し、議決の前に当該加盟団体に対し弁明の機会を与えるように努めなければならない。

### 第4章 特別加盟団体

#### 第7条（特別加盟団体）

特別加盟団体は、艇種別団体、クラブ等の団体、その他の階層別にその活動を行う団体とする。

#### 第8条（艇種別特別加盟団体）

艇種別特別加盟団体が連盟に加盟するための条件は、原則として次のいずれかとする。

- (1) 国際セーリング連盟が認めたクラス協会で、国際クラス協会に登録された国内協会であること。
- (2) 国際クラス協会に登録されていない場合で、5艇以上の登録所属艇を有し、連盟に会員登録をした所属会員が、他の加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。
- (3) 国内クラスで10艇以上の登録所属艇を有し、連盟に会員登録をした所属会員が、他の加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。

#### 第9条（艇種別特別加盟団体の運営）

艇種別特別加盟団体の運営等については、次の通りとする。

- (1) いずれの団体においても会則、会員名簿およびクラスルールをもち、会計処理などは必要な諸規則に基づいて行われ、年度別事業報告及び決算報告が正しくかつ健全な運営が行われていること。
- (2) 同一の艇種別団体が、複数存在してはならない。

#### 第10条（クラブ等の団体）

クラブ等の団体が連盟に加盟するためには、次の各号の全てを満たさなければならない。

- (1) セーリングスポーツおよび関連する事業の普及活動に関し特定の目的を有し、その目的に賛同する会員によって構成されていること。
- (2) 当該団体の会則に基づき健全な運営が行われ、会員の意見が反映されるような組織構成になっていること。
- (3) 会計処理などは必要な諸規則に基づいて行われ、年度別事業報告及び決算報告が正しく行わ

れていること。

- (4) 連盟に会員登録した所属会員が、他の加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。

#### 第11条 (階層別特別加盟団体)

階層別特別加盟団体は、学生ヨット、高体連、実業団等 独自の目的を持って、会則、会員名簿を持ち、ルールに基づく競技、もしくはイベントを開催する団体とする。

- 2 会計処理などは必要な諸規則に基づいて行われ、年度別事業報告及び決算報告が正しく行われ、健全な運営が行われていなければならない。
- 3 連盟に会員登録した所属会員が、加盟団体・特別加盟団体から連盟へ重複登録する会員も含め20名以上であること。

#### 第12条 (特別加盟団体の義務等)

特別加盟団体の義務等については、第3章第4条から第6条を準用するものとし、文中の「加盟団体」をすべて「特別加盟団体」と読み替える。

### 第5章 雑則

#### 第13条 (改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

1. 本規程は、令和8年2月21日より施行される。令和8年2月21日現在、連盟の加盟団体、特別加盟団体は別表2のとおりであり、各コードは連盟が事務管理上、各団体に付与した管理番号である。

別表1 団体負担金基準

		基準		備考
加盟団体	都道府県連 外洋水域団体	メンバー数		
		300名以上	300名未満	
		50,000円	40,000円	
特別加盟団体	階層別団体	団体別設定		
		3団体*1 40,000円	その他団体 30,000円	
	艇種別団体	艇数		
		7団体*2 40,000円	その他団体 30,000円	
	クラブ	レース主催権		
		国際レース主催権	全日本レース等	
		40,000円	30,000円	
休 眠 団 体		10,000円		

備考 \*1 全日本学連、全日本実業団、日本ジュニア連盟

\*2 470、スナイプ、シーホース、OP、FJ、レーザー、シーホッパー

適用基準 1. 前期末日の該当基準状況により、次期団体負担金とする。

2. 休眠団体負担金は、認定の年度から適用する。

3. 納付された団体負担金は、理由の如何に拘らず返金しない。

別表2 加盟団体・特別加盟団体コード一覧表

県連コード番号

001 北海道	013 東京	025 滋賀	037 徳島
002 青森	014 神奈川	026 京都	038 愛媛
003 岩手	015 山梨	027 大阪	039 高知
004 宮城	016 新潟	028 兵庫	040 福岡
005 秋田	017 長野	029 奈良	041 佐賀
006 山形	018 富山	030 和歌山	042 長崎
007 福島	019 石川	031 鳥取	043 熊本
008 茨城	020 福井	032 島根	044 大分
009 栃木	021 静岡	033 岡山	045 宮崎
010 群馬	022 愛知	034 広島	046 鹿児島
011 埼玉	023 三重	035 山口	047 沖縄
012 千葉	024 岐阜	036 香川	

外洋帆走艇団体コード番号

101 北海道	105 東京湾	109 駿河湾	113 西内海
102 津軽海峡	106 三崎	110 東海	114 玄海
103 いわき	107 三浦	111 近畿北陸	115 南九州
104 東関東	108 湘南	112 内海	116 沖縄

特別加盟団体コード番号

201 ソリング	216 K16	231 スター
	217 ミラー	
203 470	218 ナクラ	233 シードスポーツ
204 フィン	219 シーホッパー	
205 スナイプ	220 ドラゴン	235 セーリングスピリッツ
206 シーホース	221 420	236 29er
207 OP	222 J24	237 Melges 24
208 FJ		238 ミニトン
209 モス	224 ウインドサーフィン	239 A級ディングー
210 505	225 テーザー	
211 ファイアーボール	226 エンタープライズ	241 ハンザクラス
212 レーザー	227 ホビークラス	
213 インターナショナル14フッター	228 模型ヨット	243 IRC
214 トーネード		244 オープンスキフ
	230 49er	245 日本RS
		246 カイトボード
		247 ミドルボート
301 全日本学生ヨット連盟	316 福岡ヨットクラブ	
302 高体連ヨット部会		
303 日本ジュニアヨットクラブ連盟	318 日本視覚障害者セーリング協会	
304 全日本実業団ヨット連盟	319 日本学生外洋帆走連盟	
305 全日本自治体職員ヨット連盟	320 京都ヨットクラブ	
	321 琵琶湖ヨット倶楽部	
	322 江の島ヨットクラブ	
308 東京ヨットクラブ	323 徳島ヨットクラブ	
309 日本マッチレース協会	324 石巻ヨットクラブ	
	325 シーボニアヨットクラブ	
311 淡輪ヨットクラブ	326 八重山ヨットクラブ	
312 関西ヨットクラブ	327 湘南サニーサイドマリナー	

313 大阪北港ヨットクラブ	328 ニッポンセールトレーニング葉山
314 南北海道外洋帆走協会	329 横浜クルージングクラブ
315 葉山マリーナヨットクラブ	330 須磨ヨットクラブ
	331 葉山ヨットクラブ
	332 逗子マリーナヨットクラブ
	333 横浜ヨット協会
	334 海洋教育スポーツ振興協会
	335 日本オーシャンセーラー協会
	336 ライトブルーセーリングクラブ
	337 パラセーリング東京
	338 横浜ベイサイドヨットクラブ
	339 中部セーリングクラブ
	340 油壺湾特別泊地協会
	341 日本パラオ青少年セーリングクラブ
	342 東日本医療系学生ヨット連盟

本部コード番号・・・900

以上

休眠団体

日本ヨットクラブ連盟
日本トーネード協会
日本ヨーロッパ協会